

神戸市長市第 17 号
令和 5 年 4 月 10 日

神戸市個人情報保護審査会 様

神戸市長 久 元 喜



個人情報保護法の直接適用に伴う法第 69 条（利用及び提供の制限）
に係る判断基準について
（諮問）

令和 5 年 4 月から地方公共団体では個人情報保護法の直接適用を受けることになりました。これに伴い、個人情報保護委員会から行政機関等の職員の事務処理の手順やその際に参考となる法令の条項等の考え方を示した事務対応ガイドが整備されておりますが、各規定の運用については、行政機関等が個別具体的な事情を踏まえて、判断する必要があります。

このうち法第 69 条に規定された保有個人情報の利用及び提供の制限につきましては、慎重な取扱いが求められるものであり、規定中に不確定な概念等も含まれていることから、実施機関の職員が個別具体的に判断を行うにあたっての基準を策定する必要があります。

つきましては、神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、諮問いたします。

担当：市長室市民情報サービス課

法第 69 条（利用及び提供の制限）に係る判断基準

1 利用及び提供の制限規定

改正法の規定に基づく保有個人情報の目的外利用及び提供については、下記のとおり規定されている。

本規定中、「法令に基づく場合」、「相当な理由」及び「特別な理由」は、不確定な要素となっているため、実施機関の職員が保有個人情報の利用及び提供の適否を適正に判断するため、具体的な指標が必要と考えられる。

【個人情報保護法抜粋：利用及び提供の制限】

第69条 行政機関の長等は、**法令に基づく場合**を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて**相当な理由のあるとき**。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて**相当な理由のあるとき**。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて**特別な理由のあるとき**。

2 「法令に基づく場合」

① 事務対応ガイドによれば、

『法令に基づく場合』とは、法令に基づく情報提供が義務付けられている場合のみならず、法令に情報提供の根拠規定がおかれている場合も含むと解されるが、他方で、具体的な情報の利用又は提供に着目せず行政機関等の包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは、『法令に基づく場合』には当たらない。」としている。

② 法令に基づく情報提供が義務づけられている場合としては、

- i 裁判所の文書提出命令（民事訴訟法第 220 条）
 - ii 令状による押収（刑事訴訟法第 99 条）
 - iii 児童虐待の通告義務（児童虐待の防止等に関する法律第 6 条第 1 項）
- などが挙げられ、情報提供することに義務が課されている。

また、法令に情報提供の根拠規定がおかれている場合としては、

- i 捜査関係事項照会（刑事訴訟法第 197 条第 2 項）
- ii 弁護士法に基づく意見照会（弁護士法第 23 条の 2）
- iii 税情報の照会（国税徴収法第 141 条）

などが挙げられるが、これらの場合、実施機関としての一定の判断が伴うことになる。

③ この点について、事務対応ガイドでは、「法令に基づく場合は、利用目的以外の目的のための利用及び提供をし得るとするものであり、同項の規定により利用及び提供が義務づけられるものではない。実際に利用及び提供をすることの適否については、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断される必要がある。」としており、適切な判断にあたっての指標が必要である。

については、つぎのような事項を判断基準として考えられるがどうか。

【法令に基づく場合】

法令の規定に基づく提供にあたっては、提供情報の利用目的、提供に係る保有個人情報の対象範囲・内容等を十分に考慮し、個別の事案に即して下記の事項に留意する。具体的な利益衡量を行い、提供についての公益性が優越していると判断した上で、提供情報を必要最小限の保有個人情報に限定する。

- ① 提供する保有個人情報の利用目的が合理的かつ限定的であること
- ② 提供する保有個人情報の範囲が、法令の規定に基づく事務の執行の必要限度内であること
- ③ 提供する保有個人情報の利用目的に緊急性があること
- ④ 情報収集の手法として代替手段がないこと
- ⑤ 提供する保有個人情報が大量でないこと
- ⑥ 提供を受けなければ、法令の規定に基づく事務の執行が困難であること
- ⑦ 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと（注1）

（注1）個人情報を目的外に提供する場合、事案によって特定個人の権利利益の侵害を伴うことも想定されるが、個人の権利利益と公益との比較衡量を行い、公益性が優越すると判断した場合に、提供されるべきものである。「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害する」とは、利益衡量の結果において、本人又は第三者の権利利益の侵害の程度が看過し得ないものであり、提供についての公益性が優越しているとはいえないものをいう。

3 「相当な理由があるとき」

法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定では、地方公共団体の機関内部で利用する場合や、他の機関に提供する場合には、「相当な理由」がなければならない。

個人情報保護委員会の事務対応ガイドによれば、

「相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。」としている。

については、下記のような事項を判断基準として考えられるがどうか。

【相当な理由があるとき】

法令で定める所掌事務又は業務（以下「事務」という。）の遂行にあたり、一時的に利用目的以外の目的で、地方公共団体の機関内部で利用する場合や他の機関に提供する場合には、下記の事項に留意して合理的かつ限定的に行うものとする。

- ① 保有個人情報を利用し又は提供を受けなければ、機関内部もしくは他の機関の事務の目的を達成することが困難であること
- ② 提供する保有個人情報の範囲が、法令の規定に基づく事務の執行の必要限度内であること
- ③ 住民の福祉の向上をはかるため、機関内部もしくは他の機関と相互に協力して、迅速に事務を遂行することが求められること
- ④ 他の機関と共同で遂行する事務の場合は、当該事務に係る相互の保有個人情報を共有しなければ、それぞれの機関で収集しなければならず、結果として市民負担の増加を招くことになること
- ⑤ 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと（注1）

（注1）上記2に同じ。

4 「特別な理由があるとき」

法第 69 条第 2 項第 4 号の規定では、行政機関等以外の者に対して提供が認められるには、「特別な理由」がなければならない。

事務対応ガイドによれば、特別な理由には、

「行政機関等以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、『相当の理由』よりも更に厳格な理由が必要である」としている。具体的には、

- ① 行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること
- ② 提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること
- ③ 提供を受ける側の事務が緊急を要すること
- ④ 当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること」

を列挙している。

上記を踏まえつつ、下記のような事項を判断基準として考えられるがどうか。

【特別な理由があるとき】

行政機関等以外の者に個人情報を提供する場合は、その利用目的に公益性が認められるかが最も重要である。したがって、営利目的や特定の団体等の利益のために利用することが目的であると認められる場合は、許容されない。法第 69 条第 1 項の規定により原則禁止されている趣旨を十分に踏まえて、下記の事項に留意して慎重かつ限定的に行うものとする。

- ① 行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること
- ② 提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること
- ③ 提供を受ける側の事務が緊急を要すること
- ④ 当該保有個人情報の提供を受けなければ、提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること
- ⑤ 住民の福祉の向上を図るために、社会通念上許容される範囲内であること
- ⑥ 提供を受ける側が、個人情報の適正管理を行う能力を有していること
- ⑦ 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと（注1）

（注1）上記2に同じ。